

# 液化石油ガス設備工事届の手引

2020年4月1日

神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課  
各地域県政総合センター環境部

この手引は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第38条の3に基づき、神奈川県内（秦野市内で工事したものを除く。）で液化石油ガス設備工事届を行う場合に必要な事項をまとめたものです。

# 目 次

1	この手引きの適用範囲	1
2	届出先	2
3	作成部数	2
4	届出時期	2
5	提出書類	3
6	設備工事の設計・施工	4
7	Q&A	5
	届出書類様式	8
	様式48 液化石油ガス設備工事届書	
	県様式58 液化石油ガス設備工事届別表	
	県様式59 貯蔵設備構造説明書	
	県様式60 設備工事届に係る技術基準適合状況調査票（バルク貯槽 1,000kg 未満）	
	県様式61 バルク貯槽設置状況調書	
	届出書類記載例	16
	様式48 液化石油ガス設備工事届書	
	県様式58 液化石油ガス設備工事届別表	
	県様式60 設備工事届に係る技術基準適合状況調査票（バルク貯槽 1,000kg 未満）	
	県様式61 バルク貯槽設置状況調書	

1 この手引きの適用範囲

(1) 供給設備の貯蔵量  
500kgを超えるもの (表1参照) (規則第87条)

(2) 供給対象施設  
規則第86条に定める施設又は建築物

- |    |  |
|----|--|
| 1  | 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設                       |
| 2  | キャバレー、ナイトクラブ、遊技場その他これらに類する施設                     |
| 3  | 貸席及び料理飲食店  |
| 4  | 百貨店及びマーケット                                       |
| 5  | 旅館、ホテル、寄宿舎及び共同住宅 (3世帯以上)                         |
| 6  | 病院、診療所及び助産所                                      |
| 7  | 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校   |
| 8  | 図書館、博物館及び美術館                                     |
| 9  | 公衆浴場   |
| 10 | 駅及び船舶又は航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)          |
| 11 | 神社、寺院、教会その他これらに類する施設                             |
| 12 | 床面積の合計が1,000平方メートル以上である事務所(前各号に掲げるものに該当するものを除く。) |

(3) 新設・変更の別

新設はもちろん、対象設備の供給管の延長を伴う工事、貯蔵設備の位置の変更、貯蔵量の増加を伴う工事も設備工事届の対象となります。

表1

貯蔵量	貯蔵の方法		手続きの内容
	容器	貯槽	
300kg未満	許可申請、届出の必要なし		
300kg以上 500kg以下	消防法に基づく届出 (圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱の開始届)		消防本部等に届出てください
500kg 超 1000kg未満	設備工事届出の対象設備の場合 (供給先が規則86条に定める施設・建築物。 これ以外の場合は消防法に基づく届出の対象)		この手引きに従って手続きを進めてください。 (規則第88条)
1000kg以上 3000kg未満			事前に、県に相談してください
3000kg以上	特定供給設備の設置許可申請対象 (法第36条第1項第2号)		(法第36条第1項第2号)

## 2 届出先

設置する地域により、次の県機関に直接届けてください。

所管市町村	届出窓口	所在地・電話	インターネット ホームページ
横浜市・川崎市 横須賀市・鎌倉市・ 逗子市・三浦市・ 葉山町	消防保安課	〒231-8588 横浜市中区 日本大通1 045-210-1111 (代表)	<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/hoan/index.html">http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/hoan/index.html</a>
相模原市・厚木市・大 和市・海老名市・座間 市・綾瀬市・愛川町・ 清川村	県央地域県政総合セ ンター 環境部環境保全課	〒243-0004厚木市水引2-3- 1 046-224-1111 (代表)	<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/sosiki/ac/0023/index.html">http://www.pref.kanagawa.jp/sosiki/ac/0023/index.html</a>
平塚市・藤沢市・ 茅ヶ崎市・伊勢原市・ 寒川町・大磯町・ 二宮町	湘南地域県政総合セ ンター 環境部環境保全課	〒254-0073 平塚市西八 幡1-3-1 0463-22-2711 (代表)	<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/sosiki/ac/0024/index.html">http://www.pref.kanagawa.jp/sosiki/ac/0024/index.html</a>
小田原市・南足柄市・ 箱根町・真鶴町・湯河 原町・中井町・大井町 ・松田町・山北町・開 成町	県西地域県政総合セ ンター 環境部環境保全課	〒250-0042 小田原市荻 窪350-1 0465-32-8000 (代表)	<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/sosiki/ac/0026/index.html">http://www.pref.kanagawa.jp/sosiki/ac/0026/index.html</a>

秦野市内で工事した場合は秦野市への届出となります。

届出先：秦野市消防本部予防課 (〒257-0031 秦野市曾屋 757) 0463-81-0119

## 3 作成部数

3部以上

(提出用2部と設備工事事業者控えのほか、必要に応じて建築物所有者控えを作成)

## 4 届出時期

設備工事後、遅滞なく提出してください。

## 5 提出書類

設備工事届に必要な書類は次のとおりです。神奈川県消防保安課のホームページでダウンロードできます。[http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/hoan/sinsei/lp/lp\\_koji/lp\\_koji.html](http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/hoan/sinsei/lp/lp_koji/lp_koji.html)

提出書類	適用		様式及び記載上の注意
	容器	バルク貯槽	
① 液化石油ガス設備工事届書	○	○	規則様式第48
② 液化石油ガス設備工事届書別表	○	○	県様式第58号
③ 貯蔵設備構造説明書	○		県様式第59号(1,000kg以上のみ必要)
④ 設備工事届に係る技術基準適合状況調査票		○	県様式第60号 (バルク貯槽1,000kg未満)
⑤ ④の県様式第60号の添付書類欄に掲げる仕様書、写真、認定証等		○	仕様書、写真、認定証等
⑥ バルク貯槽設置状況調書		○	県様式第61号
⑦ 特定液化石油ガス設備工事事業開始届受理証の写し	○	○	変更がある場合には、最終の変更届(副)の写しも添付
⑧ 液化石油ガス設備士免状の写し	○	○	講習受講記録欄も含めて複写する
⑨ ポリエチレン管に関する講習修了証の写し(該当工事のみ必要)	○	○	高圧ガス保安協会、日本簡易ガス協会、液化石油ガス設備士指定養成施設のいずれかの講習
⑩ 配管用フレキ管講習修了証等の写し(該当工事のみ必要)	○	○	高圧ガス保安協会等、例示基準28 1(1)②jに、適合する講習等
⑪ 気密試験記録の写し	○	○	自記圧力計記録用紙の写し
⑫ 設置場所案内図	○	○	明細地図程度の縮尺のもの
⑬ 施設配置図(平面図)	○	○	貯蔵施設の位置、構造壁、付近の建物、道路、駐車場並びに火気及びその取扱施設等を記載する
⑭ 容器置場構造図	○		
⑮ 供給管系統図	○	○	供給の系統が分かる図面
⑯ 配管系統図	○	○	消費配管の系統が分かる図面
⑰ アイソメ図	○	○	材料、絶縁継手等が明確にわかるもの。 (次ページ 図1を参照) 建物内については建築図面にガス配管を記入すれば代用してよい

- 書類の綴じ方は、⑤のバルク貯槽図面類を最後にして、⑤以外の書類を番号順として下さい。
- バルク貯槽でない貯槽は、近年設置例がないため、説明を省略してあります。

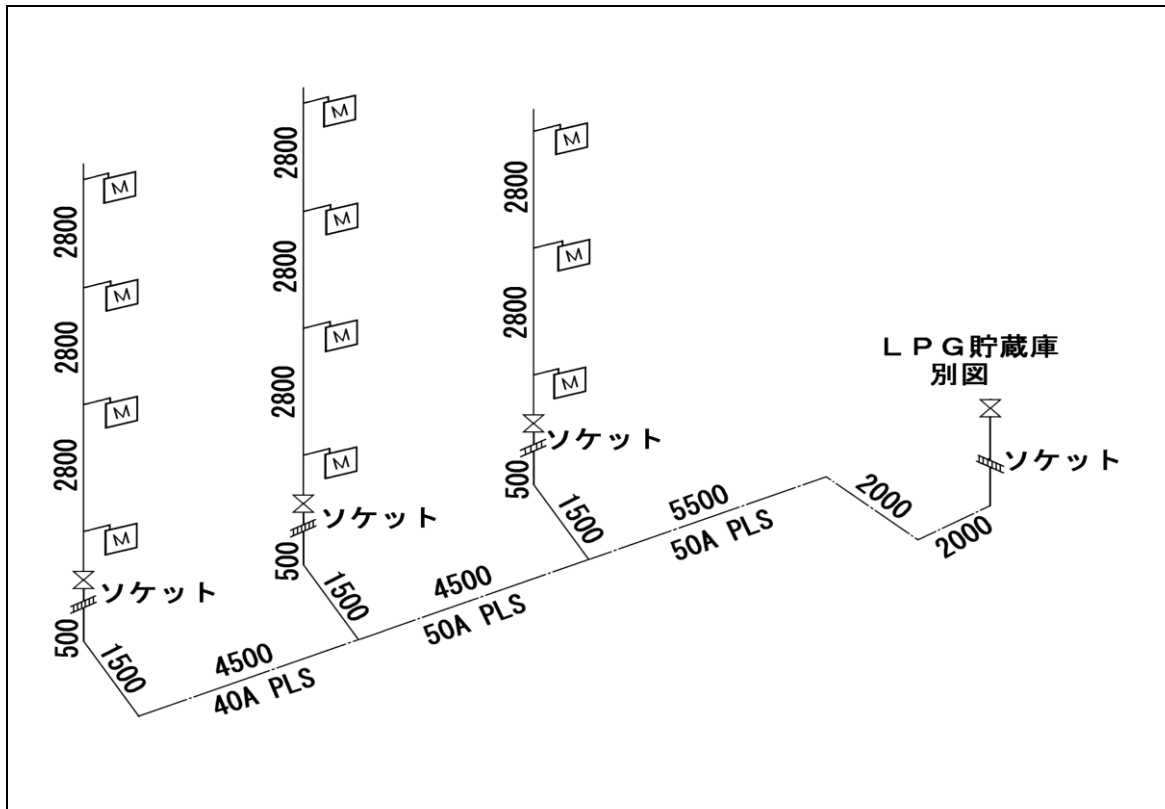


図1 アイソメ図 (例)

## 6 設備工事の設計・施工

設備工事の設計・施工は、法令基準（法、施行規則、告示、例示基準等）、高圧ガス保安協会自主基準（KHK基準）「LPガス設備設置基準及び取扱要領」（KHK S 0738）に従って実施してください。

これらの基準の他、次の事項に適合するようにしてください。

### (1) 設置場所

充てん設備（バルクローリー）から安全にホースを延ばせる場所に設置する。  
また、容器の周辺に概ね50cmの空間を確保する。

### (2) いたづら防止措置

関係者以外が出入りする場所では、貯槽の周辺にフェンス等を設置するか、貯槽のプロテクターに施錠する。

### (3) 自動車の接触防止

自動車が通行する道路際に設置する場合は、ガードレール、十分な段差の縁石等を設ける。

### (4) 火気までの距離

法令基準により火気までの距離は2m（直線距離）以上である必要がある。

なお、火気からの距離がとれない場合は、不燃性の隔壁を設け、当該火気への流動を防止する措置（火気が、容器等が設置されている地盤面より下部にある場合は、水平迂回距離で2m以上を確保する）を講ずること。

- (5) 有害な歪みを生じない基礎  
1トン未満の貯槽は、法的には同一基礎に取り付ける必要はないが、同一基礎とすることが望ましい。
- (6) 消火器  
B-10以上の消火器2個以上設置するのが望ましい。
- (7) 容器置場  
ア 構造基準  
・1000kg以上：神奈川県基準「高圧ガス貯蔵施設基準」に基づき設置する。  
・500kg超え1000kg未満：KHK基準（4.3.3）に適合した鋼板製容器収納庫等に収納する。  
イ 火気からの距離  
換気口や出入り口の開口部からの水平迂回距離で2mを超える距離を確保する。
- (8) 埋設配管対策  
埋設配管がある場合は、本県で作成した「LPガス埋設配管施工・管理マニュアル」に適合するように施工してください。  
なお、このマニュアルは神奈川県消防保安課のホームページに掲載してあります。
- (9) CO中毒事故防止対策  
業務用の厨房設備等の消費量の大きい設備を屋内に設置する場合には、CO警報器や換気センサー等を設置するよう努めてください。

## 7 Q&A

(1) 届出は、誰がすればよいですか？

法第38条の3に「液化石油ガス設備工事をした者」とありますので、実際に当該設備の工事を行った設備工事事業者となります。

(2) 工事業者が複数あるのですが、届出者は誰ですか？

元請工事業者と下請工事業者の両者が工事した場合は、基本的に元請工事業者が提出してください。

分離発注の場合は、いずれか一社代表とするか、または全社連名にしてください。  
ただし、その窓口担当を決めておいてください。  
供給設備と消費設備の工事業者が別々のときは、供給設備の工事業者となります。

(3) 老人ホームは、対象になりますか？

寝泊まりしていれば寄宿舍に該当し、届出の対象になります。  
日帰り（デイケア）の場合、食事の提供があれば料理飲食店とみなします。

(4) クリーニング工場は、対象になりますか？

一般消費者等に該当していますが、対象施設・建築物になっていませんので、届出は不要です。

(5) バルク貯槽を2基以上設置して供給する計画ですが、工事届はどうなりますか？

① バルク貯槽から消費設備の末端までのすべてにおいて、別々である場合はそれぞれ別個の設備となりますので、設備工事届についてもそれぞれ必要です。

② 配管が末端までのどこかで連結していれば、ひとつの設備となります。

なお、合計の貯蔵量が1,000kg以上となる場合は、特定供給設備となり、許可が必要です。

(6) 供給先の建物も保安物件に該当しますか？

① 供給先の建物も保安物件に該当します。

② 共同住宅は、第二種保安物件です。学校、病院等の場合、校庭及び病院の庭は、保安物件には該当しませんが、建物は第一種保安物件です。

③ 埋設貯槽であっても、液受入弁からは、保安距離が必要ですので、注意してください。

(7) 火気をさえぎる措置（隔壁）の高さについて教えてください

開口部の無い不燃性の隔壁により、容器（ボンベ）又はバルク貯槽が、当該火気から視認できない高さまで設置してください。

(8) 火気に該当するもの、しないものを教えてください

つぎの条件に適合するものは火気とはみなしません。

① 直接裸火を持たないこと。

② 320℃より高温となる部分がないこと。

③ 接点を持つ電気製品は、ON-OFFによる電気火花が点火（着火）エネルギーより小さいこと。或いは接点が密閉されていて、電気火花が外に出ないこと。（日常使用しない接点等は、接点として扱いません。）

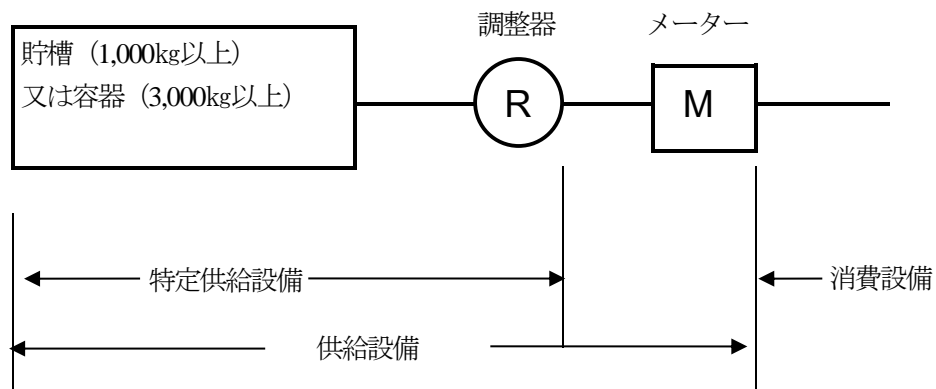
これらの条件に該当する通常のキュービクル、照明、エアコンの屋外機等は、火気とはみなしません。なおエアコン屋外機の熱風が当たる場所には、貯槽、容器を設置しないでください。

火気に該当するものは、上記の条件に適合しない裸火（たき火、たばこなど）、自動車のエンジンの火花、日常使用する電気接点、ガス温水式ペーパーライザーの熱源機等があります。



(9) 特定供給設備に該当する場合、設備工事届は不要ですか？

特定供給設備対象の場合は、供給設備全てを含めて申請すれば、重複して設備工事届の必要はありませんが、供給設備全体を対象としていない場合は、別に設備工事届が必要となります。（下図参照）



×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス設備工事届書

年 月 日

神奈川県知事 殿  
( 地域県政総合センター所長)

氏名又は名称及び法人にあ  
つてはその代表者の氏名

㊞

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

工事に係る供給設備又は消費設備の所在地	
当該設備の所有者又は占有者の氏名又は名称	
当該設備の使用目的	
貯蔵設備の貯蔵能力	
工事の内容	

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先 電話 ( ) - 内線
-----------------------

液化石油ガス設備工事届書別表

(1/2)

工事を実施した特定 液化石油ガス設備工 事事業者及び液化石 油ガス設備士	事業所名				
	事業届出年月日				
	設備士氏名				
	免状の番号				
完成年月日		年 月 日			
ガス供給者名					
設	供給方式	容 器 ・ 貯 槽 ・ バルク貯槽			
	貯蔵能力	k g ( k g × 本・基)			
調	調整器	種 類	一段減圧 ・ 二段減圧		
		能 力	k g / h	製造所名	
備	配管の種類	高圧部 (容器と調整器の間)			
		中圧部 (調整器と調整器の間)			
		低圧部 (調整器と燃焼器の間)			
の	埋設配管の有無		有 ・ 無		
	概	高圧部	MP a		
		中圧部	MP a		
低圧部		k P a			
要	安全機器等 (設置場所を図 面に必ず記載す ること)	マイコンメーターの種類	II・S・SB・E・EB・その他 ( )		
		ガス漏れ警報器	有・無 ( 設置場所 部 )		
		ヒューズガス栓の数	個		
集中監視システム		有 ・ 無			

燃 焼 器 具	器具名	メーカー・形式	単 位 消費量 (kW)	口火安全	製造年月	備 考
合計消費量 (kW)				同一機器が複数設置されているときは、設置台数分を合計すること。		
換算消費量 (kg/h)				合計消費量 ÷ 1.4		
推定最大消費量 (kg/h)				消費者が1戸の場合は、換算消費量とすること。		

貯蔵設備構造説明書（1トン以上3トン未満の容器）

貯蔵施設の面積		$m^2$ ( $m \times m$ )	
貯蔵量		kg ( kg 本、 kg 本、 kg 本)	
最も近い 保安物件 及び距離	第1種		m
	第2種		m
貯蔵施設の構造		別添 図 のとおり	
障壁の有無		有 (外壁と兼用) 有 (その他) 無	
障壁の構造	鉄筋コンクリート コンクリートブロック		厚さ cm
	鉄筋	直径 mm ピッチ cm	
	構造	別添 図 のとおり	
屋根の材質等			
滞留防止措置		換気口： $cm^2 \times$ ヶ所= $cm^2$	
散水設備		散水能力：床面積 $1 m^2$ につき毎分 リットル以上 分間以上	
消火器		粉末消火器：能力単位 $\times$ 本	
防火扉の種類			

設備工事届に係る技術基準適合状況調査票 (バルク貯槽 1,000kg 未満)

(1/3)

規則 19条	項 目	確 認 事 項	参 考 書 類 等	
3 号	イ	バルク貯槽の規格	地上式 ・ 地下埋設式 容積 □材質	特定設備検査合格証 等
	ロ	保安距離	第一種保安物件まで m(1.5m以上) 第二種保安物件まで m(1.0m以上) 保安距離確保の代替措置：	貯蔵設備付近状況図 (対象物件を図示) 構造壁の図面
	ハ (1)	安全弁	元弁をみだりに操作できない措置： 所要吹き出し量 $W_1 =$ kg/h 規定吹き出し量 $W_2 =$ kg/h	認定試験者試験等成 績 書(認定書)等 吹き出し量計算書
	(2)	液面計	方式：	認定証等
	(3)	過充てん防止装置	充てんを停止する容量： □	認定証等
	(4)	液取入弁	液取入弁： 流出防止装置：	認定証等
	(5) ・ (6)	ガス取出弁・液取出弁	ガス取出弁の型式： 液取出弁の型式： ガス放出防止器の型式： 液流出防止装置の型式：	認定証等
	(7)	均圧弁	有 ・ 無	
	(8)	付属機器の保護	プロテクター厚さ mm	貯槽明細図
	(9)	貯槽の朱書き	表示内容： 表示場所：	
	(10)	緊急連絡先の表示	表示内容：	
	(11)	腐食防止措置	1. 錆止め塗装 塗料の種類： 膜厚： $\mu\text{m}$ 2. 上塗り塗装 塗料の種類： 膜厚： $\mu\text{m}$ 3. 電気防しよく措置 有 ・ 無 マグネシウム kg× 本	埋設状況図 (絶縁継手の位置)
(12)	支柱又はサドル等の設置	支柱・サドルの材質：	貯槽明細図	

規則 19条	項 目	確 認 事 項	参 考 書 類 等
3号 □ 地上貯槽 □	ニ(1) 基礎	地盤面からの高さ mm	基礎図
	(2) 車両が接触しない措置	措置方法：	付近状況図
	(3) 支柱又はサドル等の固定	アンカーボルトの形状： 型、材質： 直径： mm、長さ cm	基礎図
	(4) 接地	接地線断面積 mm <sup>2</sup> (5.5mm <sup>2</sup> 以上) 接地棒 直径 mm (7mm以上) 長さ mm (300mm以上)	
	(5) 安全弁放出管の設置		貯槽明細図
□ 地下貯槽 □	ホ(1) 頂部は地盤面下30cm以上	頂部埋設深さ cm	埋設状況図
	(2) 埋設場所に車両乗入不可の措置	措置方法：	埋設状況図
	(3) 浮き上がり防止措置	バルク貯槽真空体総重量(W <sub>1</sub> ) kg コンクリート板の質量(W <sub>2</sub> ) kg バルク貯槽の全容量 (V <sub>1</sub> ) コンクリート板の容積 (V <sub>2</sub> ) コンクリートの密度(ρ <sub>2</sub> ) kg/ℓ 総重量 kg ≥ 浮力 kg	基礎図
	(4) 石塊等のない土砂の使用		埋設状況図
	(5) ガス検知用孔あき管設置	設置本数 本	埋設状況図
	(6) 標識抗の設置	貯槽四隅の地上に設置	埋設状況図
	(7) プロテクターのふた	不燃性断熱材の裏あて mm	貯槽明細図
3号へ	2m以内の火気を遮る措置及び屋外設置	措置方法：	貯蔵設備付近状況図
4号	貯槽は漏洩がないこと	試験圧力 MP a	
5号	ガス漏れ検知器の設置 常時監視システムと接続	常時監視装置設置場所 住所： 名称：	
6号	高圧ガス配管内の液状 液化石油ガスの滞留防 止	① 単段調整器：プロテクター内 ② 一体型二段調整器：バルク貯槽直近 ③ 分離型二段調整器の一次側調整器： プロテクター内	

規則 19条	項 目	確 認 事 項	参 考 書 類 等	
7号	18条 4号	貯蔵設備、気化器、 調整器の能力	一般消費者等の最大消費量 kg/h 貯蔵設備の貯蔵能力 kg 気化器の能力 kg/h 調整器の能力 kg/h	特定設備検査合格 証認定証等
	5号	バルブ、集合装置、 供給管及びガス栓の基 準	バルブ、集合装置、供給管及びガス栓は、 使用上支障のある腐食、割れ等がないもの を使用しているか。	
	6 ・ 7号	バルブ、集合装置及び 供給管の腐食防止・適 切な材料の使用	使用材料 バルブ： 集合装置： 供給管： 腐食防止措置：	
	10号	バルブ、集合装置、気 化装置、供給管の漏え い試験	試験圧力： kPa (高圧部1.56MPa、中圧部0.15MPa、低圧部 8.4kPa以上10kPa未満)	
	19号  (気化装置)	腐食、割れ等の欠陥	使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がない ものを使用しているか。	
		耐圧試験	耐圧試験圧力： MPa	
		直火加熱の禁止	加熱方式：	
		液状の液化石油ガスの 流出防止	流出防止方式：	認定証
		温水の凍結防止	不凍液・断熱材	
	20号  (調整器)	腐食、割れ等の欠陥	使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がない ものを使用しているか。	
		耐圧・気密性能	耐圧試験圧力： MPa 気密試験圧力： MPa	
		閉そく圧力	閉そく圧力： kPa (2.0kPa以上3.3kPa以下)	
	21号	地下室等に対する緊急 遮断装置	常時監視装置設置場所 住所： 名称： 保安機関認定番号：	
		22号	イ流量遮断装置 ロガス漏れ警報遮断装置 ハ対震遮断器	イ又はロ（どちらか）及びハ（必須） ・マイコンメーター（ ）により対応 ・その他（ ）
8号	供給管の耐圧試験	耐圧試験圧力 MP a		

- 【注意】 1. この様式において、確認事項の欄は斜線の引いてある部分を除きすべて記入すること。  
2. この様式には、それぞれの項目に応じて添付書類欄の書類等を添付すること。



バルク貯槽設置状況調書

設置場所	名 称			
	住 所			
	主たる用途			
バルク貯槽	製造者名		型式	
	製造年月日	年	月	日
	貯蔵能力	k g		
	合格証番号	特定設備検査合格証番号	第	号
設備工事事業者	名 称			
	届出番号		届出年月日	
	住 所			
	電話番号			
販売事業所	名 称			
	登録番号		登録年月日	年 月 日
	住 所			
	電話番号			
充てん事業者 (営業所)	名 称			
	住 所			
	電話番号			
充てん設備	種 類 <small>いずれかに○印</small>	1. 新型バルクローリー 2. 従来型移動式製造設備		
	許可番号		許可年月日	年 月 日
	車両登録番号			
	置場住所			
充てん作業者	氏 名			
	資格番号		取得年月日	年 月 日
	電話番号			
常時監視場所	名 称			
	認定番号		認定年月日	年 月 日
	住 所			
	電話番号			
緊急出動事業者	名 称			
	認定番号		認定年月日	年 月 日
	住 所			
	電話番号			
常時監視場所での対応内容及び緊急出動事業者までの連絡の方法				

記載例

様式第48（規則第88条関係）

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス設備工事届書

2020年4月1日

神奈川県知事 殿  
 （ 地域県政総合センター所長）

氏名又は名称及び法人にあ 神奈川県商事株式会社  
 つてはその代表者の氏名 代表取締役 ○○ ○○ 印

住所 横浜市中区日本大通1

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

工事に係る供給設備又は消費設備の所在地	横浜市西区幸町○○○ ○○飯店	供給先の名称（屋号、施設名等）を記載する
当該設備の所有者又は占有者の氏名又は名称	神奈川県商事株式会社 横浜営業所	供給業者の所有であれば、その名称を記載する。
当該設備の使用目的	料理飲食店	規則第86条（1ページ参照）の分類
貯蔵設備の貯蔵能力	地上式バルク貯槽 1基 980kg	容器の場合は、50kg 容器○本、と記載する。
工事の内容	新設工事	変更の場合は、その内容を記載する。

- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。  
 3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先 神奈川県商事（株）保安課 電話（045）210-1111 内線3489
---

液化石油ガス設備工事届書別表 (1/2)

工事を実施した特定 液化石油ガス設備工 事事業者及び液化石 油ガス設備士	事業所名	神奈川商事株式会社横浜営業所		
	事業届出年月日	2010年8月1日		
	設備士氏名	〇〇〇〇		
	免状の番号	神奈川県第〇〇〇〇号		
完成年月日	2020年3月15日			
ガス供給者名	横浜プロパン(株)			
設 備 の 概 要	供給方式	容器・貯槽・ <input checked="" type="checkbox"/> バルク貯槽		
	貯蔵能力	980kg ( 980kg × 1基)		
	調整器	種類	一段減圧・ <input checked="" type="checkbox"/> 二段減圧	
		能力	30kg/h	製造所名 〇〇〇
	配管の種類	高圧部 (容器と調整器の間)	圧力配管用炭素鋼鋼管 (STPG370)	
		中圧部 (調整器と調整器の間)	一体型	
		低圧部 (調整器と燃焼器の間)	プラスチック被覆鋼管	
	埋設配管の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無		
	気密試験の 試験圧力	高圧部	1.8 MPa	
		中圧部	一体型 (メーカー試験) MPa	
低圧部		9.6 kPa		
安全機器等 (設置場所を図 面に必ず記載す ること)	マイコンメーターの種類	II・S・ <input checked="" type="checkbox"/> SB・その他 ( )		
	ガス漏れ警報器	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 (設置場所 平面図のとおり 3個)		
	ヒューズガス栓の数	4 個		
集中監視システム	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無			

	器具名	メーカー・形式	単 位 消費量 (kW)	口火安全	製造年月		備 考
	燃	給湯器	〇〇〇〇 〇〇〇〇	7 0kw	有	2007 年	4 月
業務用 コンロ		〇〇〇〇 〇〇〇〇	2 0kw	有	2007 年	4 月	2台 (計40kW)
〇〇〇		〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		〇〇 (計〇kW)
〇〇〇		〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		〇〇 (計〇kW)
焼	〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		〇〇 (計〇kW)
	〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		〇〇 (計〇kW)
	〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		〇〇 (計〇kW)
器	〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		〇〇 (計〇kW)
具							
合計消費量 (kW)			2 2 8	同一機器が複数設置されているときは、設置台数分を合計すること。			
換算消費量 (kg/h)			16.3	合計消費量÷1.4			
推定最大消費量 (kg/h)			16.3	消費者が1戸の場合は、換算消費量とすること。			

設備工事届に係る技術基準適合状況調査票 (バルク貯槽 1,000kg 未満)

(1/3)

規則 19条	項 目	確 認 事 項	参 考 書 類 等	
3号	イ	バルク貯槽の規格	地上式 ・ 地下埋設式 容積 2.5 □ 材質 SM520B	特定設備検査合格証等
	ロ	保安距離	第一種保安物件までの距離90m (1.5m以上) 第二種保安物件までの距離 5 m (1.0m以上) 保安距離確保の代替措置： 不要	貯蔵設備付近状況図 (対象物件を図示) 構造壁の図面
	ハ (1)	安全弁	元弁をみだりに操作できない措置： 所要吹き出し量 $W_1 = 5200 \text{ kg/h}$ 規定吹き出し量 $W_2 = 5700 \text{ kg/h}$	認定試験者試験等成績 書 (認定書) 等 吹き出し量計算書
	(2)	液面計	方式：フロート式	認定証等
	(3)	過充てん防止装置	充てんを停止する容量： 2057 □	認定証等
	(4)	液取入弁	液取入弁： 流出防止装置：	認定証等
	(5) ・ (6)	ガス取出弁・液取出弁	ガス取出弁の型式： 弁一覧表 液取出弁の型式： 参照 ガス放出防止器の型式： 液流出防止装置の型式：	認定証等
	(7)	均圧弁	有 ・ 無	
	(8)	付属機器の保護	プロテクター厚さ 1.6 mm	貯槽明細図
	(9)	貯槽の朱書き	表示内容：液化石油ガス、火気厳禁 表示場所：フェンス	添付写真のとおり
	(10)	緊急連絡先の表示	表示内容：販売店の名称、住所、緊急連絡先	添付写真のとおり
	(11)	腐食防止措置	1. 錆止め塗装 塗料の種類： 仕様書のとおり。 膜厚： なお、設置時に 2. 上塗り塗装 塗料の種類： 運搬時の損傷 膜厚： の有無を確認 する。 3. 電気防しよく措置 有 ・ 無 マグネシウム kg×本	埋設状況図 (絶縁継手の位置) 埋設していない
(12)	支柱又はサドル等の設置	支柱・サドルの材質：SS400	貯槽明細図	

規則 19条	項 目	確 認 事 項	参 考 書 類 等
3号  (地上貯槽)	ニ(1) 基礎	地盤面からの高さ <b>50 mm</b>	基礎図
	(2) 車両が接触しない措置	措置方法： <b>フェンス</b>	付近状況図
	(3) 支柱又はサドル等の固定	アンカーボルトの形状： <b>J型</b> 直径： <b>20 mm</b> 、長さ <b>18 cm</b>	基礎図
	(4) 接地	接地線断面積 <b>6 mm<sup>2</sup> (5.5mm<sup>2</sup>以上)</b> 接地棒 直径 <b>10 mm (7mm以上)</b> 長さ <b>500 mm (300mm以上)</b>	
	(5) 安全弁放出管の設置	貯槽上部より <b>100 mm</b> 以上	貯槽明細図
□(地下貯槽)	ホ(1) 頂部は地盤面下30cm以上	頂部埋設深さ <b>c m</b>	埋設状況図
	(2) 埋設場所に車両乗入不可の措置	措置方法：	埋設状況図
	(3) 浮き上がり防止措置	バルク貯槽真空体総重量 <b>kg</b> コンクリート板の質量 <b>kg</b> バルク貯槽の全容量 <input type="checkbox"/> コンクリート板の容積 <input type="checkbox"/> (総重量 ( トン ) > 総容積 ( m <sup>3</sup> ) )	基礎図 ※3
	(4) 石塊等のない土砂の使用		埋設状況図
	(5) ガス検知用孔あき管設置	設置本数本	埋設状況図
	(6) 標識抗の設置	貯槽四隅の地上に設置	埋設状況図
	(7) プロテクターのふた	不燃性断熱材の裏あて <b>mm</b>	貯槽明細図
3号～	2m以内の火気を遮る措置及び屋外設置	措置方法： <b>2m以内に火気なし</b>	貯蔵設備付近状況図
4号	貯槽は漏洩がないこと	試験圧力 <b>2.7 MP a</b>	
5号	ガス漏れ検知器の設置 常時監視システムと接続	常時監視装置設置場所 住所： <b>○○○</b> 名称： <b>○○○</b>	<b>プロテクター内に設置</b>
6号	高圧ガス配管内の液状 液化石油ガスの滞留防止	① 単段調整器：プロテクター内 ② 一体型二段調整器：バルク貯槽直近 ③ 分離型二段調整器の一次側調整器： プロテクター内	

規則 19条	項 目	確 認 事 項	参 考 書 類 等	
7号	4号	貯蔵設備、気化器、調整器の能力 一般消費者等の最大消費量 16.3 kg/h 貯蔵設備の貯蔵能力 980 kg 気化器の能力 自然気化 kg/h 調整器の能力 30 kg/h	特定設備検査合格証 認定証等	
	5号	バルブ、集合装置、供給管及びガス栓の基準	バルブ、集合装置、供給管及びガス栓は、使用上支障のある腐食、割れ等がないものを使用しているか。 →使用している	
	6・7号	バルブ、集合装置及び供給管の腐食防止・適切な材料の使用	使用材料バルブ：認定品使用（成績書記載） 集合装置：なし 供給管：被覆鋼管 腐食防止措置：錆止め塗装、被覆鋼管	
	10号	バルブ、集合装置、気化装置、供給管の漏えい試験	試験圧力：9.6 kPa（現場施工部） （高圧部1.56MPa、中圧部0.15MPa、低圧部8.4kPa以上10kPa未満）	
	19号 （気化装置）	腐食、割れ等の欠陥	使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものを使用しているか。	
		耐圧試験	耐圧試験圧力： MPa	
		直火加熱の禁止	加熱方式：	
		液状の液化石油ガスの流出防止	流出防止方式：	認定証
		温水の凍結防止	不凍液・断熱材	
	20号 （調整器）	腐食、割れ等の欠陥	使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものを使用しているか。 →使用している。	
		耐圧・気密性能	耐圧試験圧力： 2.7 MPa 気密試験圧力： 1.8 MPa	
		閉そく圧力	閉そく圧力： 3.5 kPa	
	21号	地下室等に対する緊急遮断装置	常時監視装置設置場所 住所： 名称： 保安機関認定番号：	
22号	イ流量遮断装置 ロガス漏れ警報遮断装置 ハ対震遮断器	イ又はロ（どちらか）及びハ（必須） ・マイコンメーター（SB）により対応 ・その他（ ）		
8号	供給管の耐圧試験	耐圧試験圧力 2.7 MPa		

- 【注意】 1. この様式において、確認事項の欄は斜線の引いてある部分を除きすべて記入すること。  
2. この様式には、それぞれの項目に応じて添付書類欄の書類等を添付すること。

バルク貯槽設置状況調書

設置場所	名 称	〇〇飯店		
	住 所	横浜市西区幸町〇〇〇		
	主たる用途	厨房及び空調		
バルク貯槽	製造者名	〇〇工機(株)	型式	〇〇〇
	製造年月日	2019年12月10日		
	貯蔵能力	980 kg		
	合格証番号	特定設備検査合格証番号 1大第〇〇〇号		
設備工事事業者	名 称	神奈川商事株式会社横浜営業所		
	届出番号	工保第〇〇号	届出年月日	2010年8月1日
	住 所	〇〇〇		
	電話番号	〇〇〇		
販売事業所	名 称	横浜プロパン(株)		
	登録番号	〇〇〇	登録年月日	2000年10月26日
	住 所	〇〇〇		
	電話番号	〇〇〇		
充てん事業者 (営業所)	名 称	横浜プロパン(株)		
	住 所	〇〇〇		
	電話番号	〇〇〇		
充てん設備	種 類	1. 新型バルクローリー 2. 従来型移動式製造設備		
	許可番号	別紙一覧のとおり	許可年月日	別紙一覧のとおり
	車両登録番号	別紙一覧のとおり		
	置場住所	横浜市〇〇〇		
充てん作業	氏 名	〇〇〇		
	資格番号	〇〇〇	取得年月日	〇年〇月〇日
常時監視場所	名 称	〇〇産業		
	認定番号	〇〇〇	認定年月日	〇年〇月〇日
	住 所	〇〇〇		
	電話番号	〇〇〇		
緊急出動事業者	名 称	横浜プロパン(株)		
	認定番号	〇〇〇	認定年月日	〇年〇月〇日
	住 所	〇〇〇		
	電話番号	〇〇〇		
常時監視場所での対応内容及び緊急出動事業者までの連絡の方法				
電話及びファックス				